

資料1

十条北地区 地区計画 (原案) 説明会

令和6年7月3日(水)

北区 防災まちづくり担当部
防災まちづくり担当課

十条北地区の範囲



十条北地区 地区計画（原案）の説明会 1

今回地区計画を策定するエリアは、環状7号線の北側に位置する「十条北地区」と呼んでいるエリアです。十条北地区は、上十条5丁目の全域、十条仲原3・4丁目の全域と旧北耕地川の沿いの赤羽西3丁目と西が丘2丁目の一部を指します。

十条北地区は、古い建物が建ち並び細い道路が多く、災害が発生した際には消防車や救急車などの緊急車両が入って活動ができないエリア、いわゆる「消防活動困難区域」がある、「密集地域」に指定されています。

十条北地区の現状

地震に関する地域危険度判定調査（第9回）の結果

東京都では、都内の5,192町丁目（前回：5,177町丁目）について、地震に関する地域危険度判定調査を5年ごとに行っており、令和4年9月に最新の調査結果（第9回）が公表されました。

十条北ブロックの状況は、以下のとおりです。



注) 危険度のランクは相対評価のため、安全性が向上していても、他の町丁目の安全性がより一層向上している場合は、危険な方向にランクが変化している場合があります。

町丁目名	①建物倒壊危険度				②火災危険度				③災害時活動困難度・係数		④総合危険度			
	第8回 (H30.2)		第9回 (R4.9)		第8回		第9回		困難度	困難係数	第8回		第9回	
	ランク	危険度	ランク	危険度	ランク	危険度	ランク	危険度			ランク	順位	ランク	順位
上十条5丁目	3	6.19	3	4.85	4	9.64	5	4.88	0.32	0.36	5	38	5	68
十条仲原3丁目	3	7.92	3	5.64	4	7.73	4	2.10	0.08	0.20	3	445	4	293
十条仲原4丁目	3	4.05	3	3.21	4	6.60	3	0.96	0.31	0.35	4	98	4	321
赤羽西3丁目	3	4.06	3	3.29	4	3.55	3	0.79	0.22	0.32	4	272	3	394
西が丘2丁目	2	3.47	2	2.87	4	3.55	3	0.44	0.09	0.22	3	957	3	959

①建物倒壊危険度：建物倒壊の危険性
 ②火災危険度：火災の発生による延焼の危険性
 ③災害時活動困難度・係数：災害時の活動のしにくさを、災害時活動に有効な空間の多さや、道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から評価した指標
 ④総合危険度：建物倒壊危険度と火災危険度の指標に、災害時活動困難係数を乗じて、総合化したもの

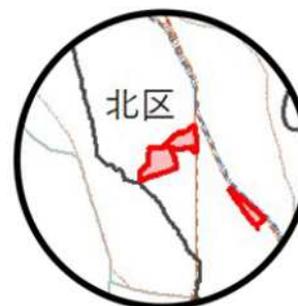
東京都が5年ごとに、行っている「地震に関する地域危険度判定調査」の結果をお示ししております。いずれの町丁目においても、良い結果とはなっておらず、地震が起きた際には、建物倒壊や火災が発生する危険性が高く、また、消防車や救急車などの緊急車両が入って活動することが難しい地域となっております。

十条北地区の現状

「地震時等に著しく危険な密集市街地」の指定について



国が定める「住生活基本計画（全国計画）」において、「地震時等に著しく危険な密集市街地」として、全国の111地区が指定され、北区としては、「上十条5丁目」「岸町2丁目」などが指定されています。



令和12年度までに、“概ねの解消”が目標です。
また、地域防災力の向上のため、地域住民への
ソフト面の対策を強化していく必要があります。

↓
次ページ

出典：国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室

十条北地区 地区計画（原案）の説明会 3

また、3ページには、「地震時等に著しく危険な密集市街地」について記載させていただきました。これは、国が全国の密集地域のうち、111地区を「地震時等に著しく危険な密集市街地」として指定し、令和12年度までに改善すべき地域と位置付けられております。3ページの図では、「十条仲原4丁目」にも色が塗られておりますが、解消済であるとのことから、北区においては、現在「上十条5丁目」と「岸町2丁目」の2丁目指定されております。

十条北地区の現状

地震時等に著しく危険な密集市街地における 地域防災力の向上に資するソフト対策

ソフト対策の区分	ソフト対策の内容	
①家庭単位で設備等を備える取組	感震ブレーカーの設置促進 家具転倒防止器具の設置促進 住宅用消火器の設置促進 等	
②地域単位で防災機能の充実を図る取組	消防機能の充実	・消防水利の整備 ・街角消火器、可搬式ポンプ、防火バケツ等の設置 等
	防災関連施設の充実	・防災備蓄倉庫の整備 ・耐震性貯水槽の整備 等
	避難場所等の機能向上	・民地を活用した避難経路の確保 ・避難場所、避難路のバリアフリー化 等
③地域防災力の実効性を高めるための取組	地域の防災情報の充実	・防災マップ、ハザードマップの作成 ・災害時要援護者の名簿作成 等
	防災訓練の実施	・消火訓練、避難訓練 等
	防災パトロールの実施	
	防災に関する人材育成	・地域防災リーダーの育成 ・シンポジウム、戸別訪問等による防災意識の啓発 等
	防災機能の維持管理	・地域住民による避難場所等の維持管理 ・防災備蓄倉庫の防災備品の管理 等

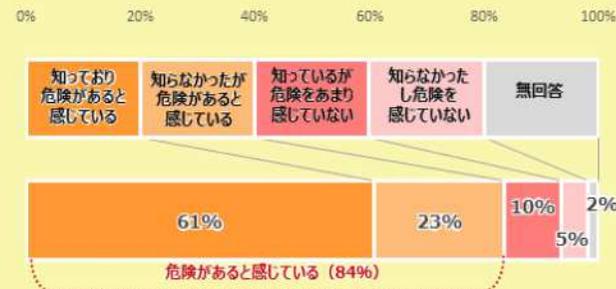
出典：国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室

防災に対する意識向上を図るため、ソフト対策をお示ししております。今一度ご確認ください。

十条北地区の現状 〔資料2〕 アンケート結果より

■ 十条北ブロックのまちの状況をどうみる

1. 十条北ブロックは、地震などの災害が起こった際に、甚大な被害が出るのが予想されるが、このことについて知っていたか



2. 十条北ブロックのまちとしての現状について、どのようなところに問題を感じているか



十条北地区 地区計画（原案）の説明会

また、令和6年1月に行いました、アンケート結果をお配りしております。

資料2の左下にも記載させていただいておりますが、行政側だけでなく、この地域にお住まいのみなさまも同様に、災害が起きた際には、危険であると感じていることがわかります。

みなさまの不安を取り除き、防災性を高め、この十条北地区を災害に強いまちとするために、北区では、平成26年度から上十条5丁目の全域、十条仲原3・4丁目の全域で、旧北耕地川の沿いの赤羽西3丁目と西が丘2丁目の一部では、令和6年度から「密集事業」を行っております。今後も、地域の皆さまのご協力をいただきながら、まちづくりを行っていかねばと考えております。

そのために、今回、まちづくりの一環として、「地区計画」というまちづくりのルール定めていきたいと考えております。

地区計画とは？

- 都市計画法に基づく制度
(都市計画法第12条の4)
- 地区の課題や特徴を踏まえ、**道路、公園**などの配置や建築物の建て方などについてきめ細やかなルールを定めるまちづくりルール
- 一度決定すると将来にわたって永続的に効力が生じます

地区計画とは、都市計画法に基づく、まちづくりの手法の1つです。この十条北地区は、災害があったときに脆弱であるとされていますので、少しでもより良いまちとなるよう、また、今のよい点を継承していけるようなまちとなるよう、「地区の課題や特徴を踏まえ、道路や公園などの配置や建築物の建て方などについて、きめ細やかなルールを定める」、地区計画を策定していきたいと考えております。

なお、地区計画は、一度決定しますと、将来にわたって永続的に効力が生じるものです。

地区計画について、これまでの協議・共有の経緯

ブロック部会の活動等の事項	時期	概要
第24回 部会	R3.8.27開催	地区計画の勉強会
第25回 部会	R4.11.3開催	地区計画の勉強会
第27回 部会	R5.11.3開催	北区が地区計画の案を提示し、部会で共有
まちづくりニュース No.13	R6.1発行	部会で共有した地区計画の案を周知
地区計画案に関するアンケート	R6.1.17～1.31実施	ニュース配布とあわせ、部会で共有した地区計画の案について意向把握
第28回 部会	R6.3.26開催	アンケート結果を提示し部会で共有
まちづくりニュース No.14	R6.3発行	アンケート結果の概要の周知 ⇒資料2で説明
部会会報 第29号	R6.6発行	上記の経緯を踏まえて 北区が作成した 地区計画（原案）の周知

十条北地区 地区計画（原案）の説明会 6

平成26年度から「十条北ブロック部会」と称し、年に1～2回程度、まちづくりに関する勉強会をさせていただいております。地区計画を策定するにあたり、そのブロック部会の中で、令和3年度から地区計画の勉強会を開催し、令和6年1月には、この地区にお住まいの方々や土地・建物をお持ちの方々にアンケートにご協力いただきました。（資料2）これまでの意見交換の経緯やアンケート結果を踏まえた地区計画の原案を作成させていただきました。次のページから、その内容を説明させていただきます。

十条北地区 地区計画（原案）

- ①地区の名称、位置、面積
- ②地区計画の目標
- ③土地利用の方針
- ④地区整備計画

①地区の名称、面積、位置

名称：十条北地区地区計画

位置：以下の5つの丁目

- ・ 上十条五丁目全域
- ・ 十条仲原三丁目全域
- ・ 十条仲原四丁目全域
- ・ 赤羽西三丁目の一部
- ・ 西が丘二丁目の一部

面積：約31.5ha



①地区の名称、面積、位置についてです。

地区計画の名称は、「十条北地区地区計画」です。今までのまちづくりの名称をそのまま利用いたしました。

定めるエリアは、密集事業を行っているエリアと同じ、上十条5丁目の全域、十条仲原3・4丁目の全域と旧北耕地川の沿いの赤羽西3丁目と西が丘2丁目の一部の約31.5haです。

②地区計画の目標

既存の閑静な住環境を維持しながら、建築物の更新を適切に誘導し、道路や公園等を整備することで、市街地の防災性及び居住環境の向上を図ることにより、「安全で安心して住めるうるおいのあるまち」の形成を目指す。

②地区計画の目標についてです。

本地区計画の目標をお示しさせていただいております。

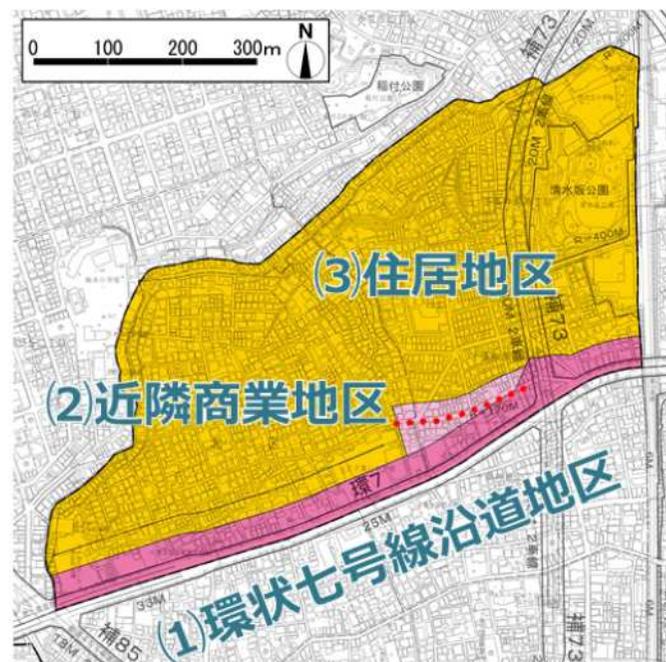
既存の閑静な住環境を維持しながら、市街地の防災性及び居住環境の向上をはかることにより、「安全で安心して住めるうるおいのあるまち」の形成を目指していきます

③土地利用の方針

本地区内を

- (1)環状七号線沿道地区
- (2)近隣商業地区
- (3)住居地区

に区分し、
土地利用の方針
を定める



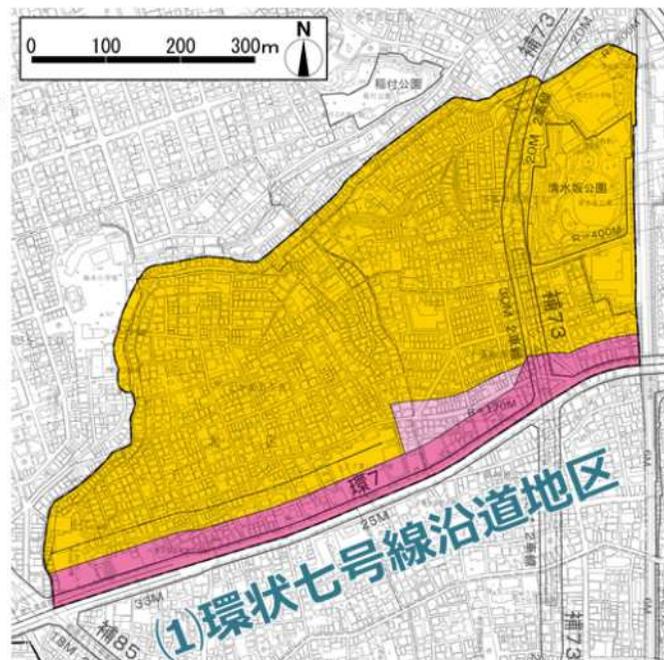
③土地利用の方針についてです。

本地区内の状況に応じた、土地利用の方針を定めるため、「環状7号線沿道地区」「近隣商業地区」「住居地区」の3つの区分に分けます。これは、都市計画で定めのある「用途地域」の区分と同じものとなっております。12ページから14ページには、各地区の方針を記載しております。

(1)環状七号線沿道地区

住居系を中心にこれらの土地利用をより幹線道路の沿道にふさわしい、適正かつ合理的な土地利用へと誘導

既存の樹木・樹林の保全に加え、街路樹の充実や緑地の整備等、緑化の推進



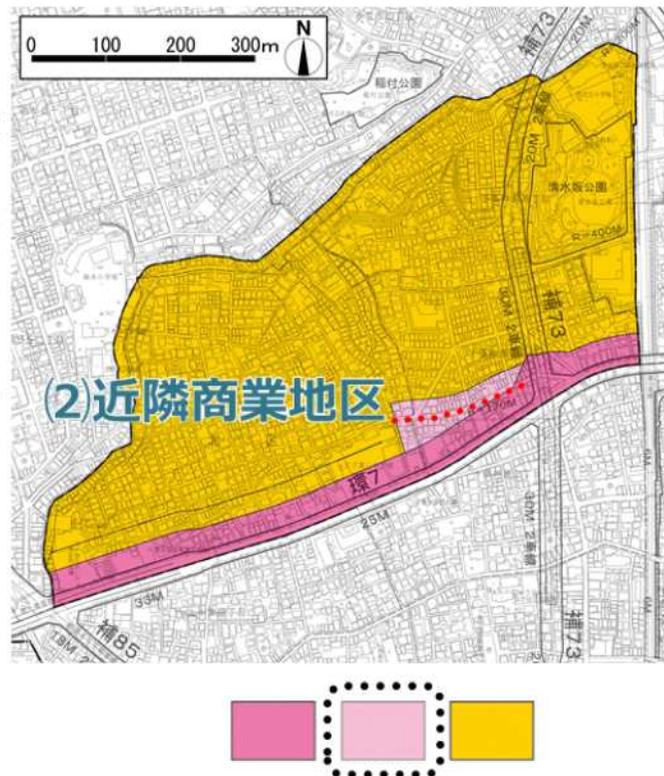
③土地利用の方針

濃いピンクで塗られたエリア、「環状7号線沿道地区」は、環状7号線から沿道30mの範囲をいい、幹線道路沿道にふさわしいまちなみへと誘導します。

(2)近隣商業地区

地域商業の活性化と
地域コミュニティの保
全・形成に加え、老朽
建築物の不燃化建替え
を促進し

日常の買物など、利
便性の高い近隣商業地
として維持・向上



十条北地区 地区計画（原案）の説明会 12

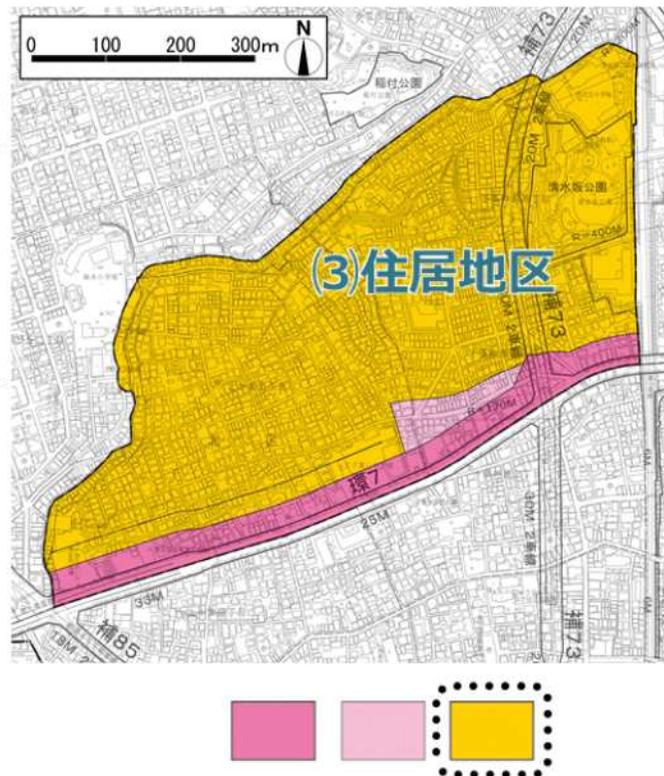
③土地利用の方針

薄いピンクで塗られたエリア、「近隣商業地区」は、日常の買い物などの利便性の高い商店を維持・向上していきます。

(3)住居地区

老朽建築物の不燃化
建替えの促進や敷地の
細分化防止等による居
住環境の改善を図るこ
とで

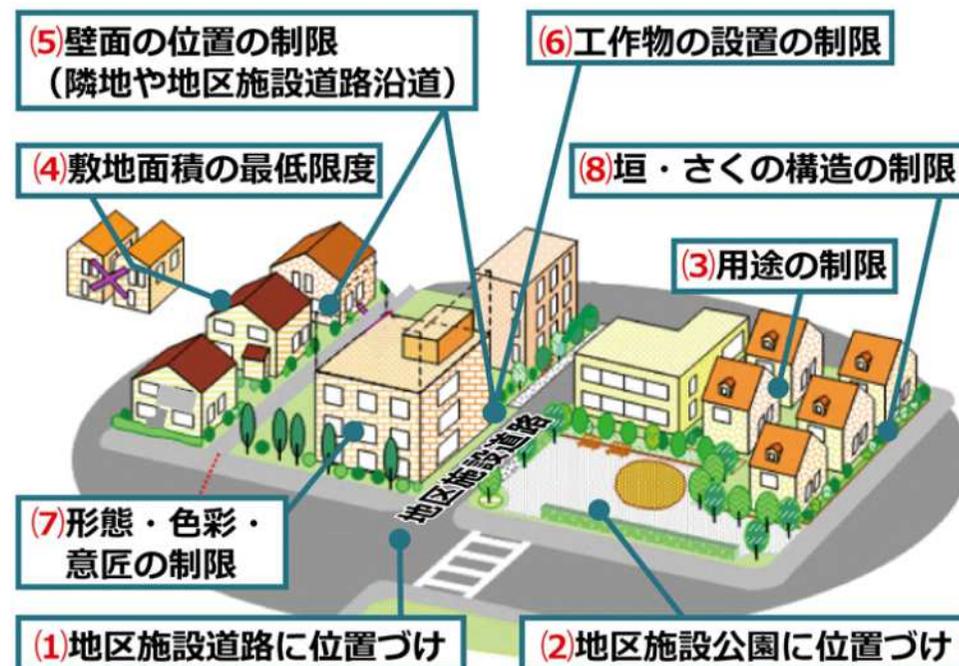
低中層住宅を中心と
した防災性の高い良好
な市街地を形成



③土地利用の方針

黄色で塗られた地区の大部分を占める、「住居地区」は、閑静な住宅街を維持しつつ、防災性の高い良好な市街地を形成していきます。地区計画では、この区分に応じた制限を定めていきます。

④地区整備計画



十条北地区 地区計画（原案）の説明会 14

④地区整備計画についてです。

この地区計画に定める事項と定める内容を整理したものを掲載しております。

地区施設、建築物に関する一覧

地区区分	環状七号線沿道地区 約3.8ha	近隣商業地区 約0.9ha	住居地区 約26.8ha
(1)地区施設道路の位置づけ	主要生活道路と生活道路を対象に地区施設道路に指定		
(2)地区施設公園の位置づけ	既存の公園、緑地、広場を地区施設公園に指定		
(3)建築物等の用途の制限	風営法の第二条第一項第二号～五号の建築物 (低照度飲食店、マージャン屋、ぱちんこ屋等)		—
(4)敷地面積の最低限度(※)	80㎡	65㎡	
(5)壁面の位置の制限	主要生活道路A路線・C路線の計画道路中心から3.0m以上の壁面後退		
	—		隣地境界線から0.4m以上
(6)工作物の設置の制限	主要生活道路A路線・C路線の計画道路中心から3.0m以内における工作物		
(7)建築物等の形態・色彩・意匠の制限	屋根や外壁の色彩は低・中彩度を原則とし、周辺環境と調和した落ち着いた色合いとするとともに、形態・意匠は周辺の街並みと調和したものとする 屋外広告物等の色彩・形態・意匠は周辺の街並みに配慮したものとし、回転灯は使用不可。また、腐朽・腐食・破損しやすい、燃焼しやすい材料は使用不可		
(8)垣または柵の構造の制限	道路に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣または透視可能なフェンス等とする(ただし、高さ50cm以下の部分はブロック等の設置は可能)		

※敷地面積の最低限度：本地区計画の決定時点で80㎡(65㎡)未満の敷地や、公共施設整備に伴い80㎡(65㎡)未満となる敷地は、地区計画決定以降も、敷地分割をしない限り建築することができます。

地区施設、建築物に関する一覧を掲載しております。先ほどの地区区分によって、(1)～(8)までの制限を定めます。次のページから、各制限について、詳しく説明させていただきます

(1)地区施設道路の位置づけ

(整備の方針)

1 主要生活道路を地区施設に

住宅地内の交通の主要動線となり、震災時の消防活動困難区域の解消や延焼防止及び避難行動の円滑性、平常時の歩行者の安全性を確保するため、主要生活道路を地区施設として定める。

また地区内の道路ネットワークを形成する未整備の道路については、段階的に主要生活道路に位置付け、整備を進める。

2 生活道路を地区施設に

生活道路としての機能とともに、災害時の円滑な避難等を行う動線としての機能を確保し、道路のネットワーク化を図るため、生活道路を地区施設として定める。

3 公園を地区施設に

地区のゆとり空間を創出し、居住環境の向上に資するとともに、災害時の延焼防止や防災広場としての機能を維持するための公園を地区施設として定める。

(1) 地区施設道路の位置づけについてです。

地区施設とは、みなさまが利用される道路・公園・緑地・広場などの公共施設をいいます。地区の課題や目標を踏まえて、どのように利用されるべき施設なのかを定めています。

(1)地区施設道路の位置づけ

地区区分	環状七号線沿道地区 約3.8ha	近隣商業地区 約0.9ha	住居地区 約26.8ha
(1)地区施設道路の位置づけ	主要生活道路と生活道路を対象に地区施設道路に指定		

区分と計画幅員

主要生活道路

A路線：6m

C路線：6～6.99m

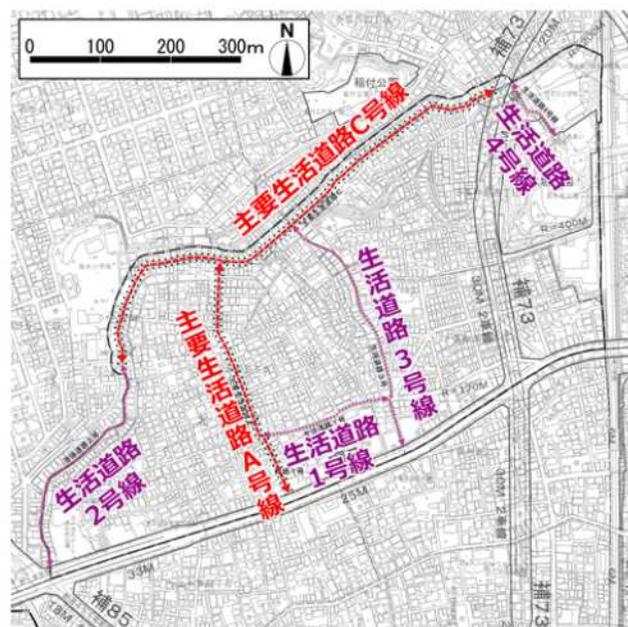
生活道路

1号線：4～4.20m

2号線：地区内2m (4m)

3号線：4～4.96m

4号線：4m



十条北地区 地区計画（原案）の説明会 17

(1) 地区施設道路の位置づけについてです。

位置づける道路は、密集事業において、拡幅する道路として位置づけているものと同じ道路です。

交通の主要動線であり、また、震災時の消防活動困難区域の解消や延焼防止、円滑で安全な避難路として、有効な道路幅6mを確保すべき道路として、「主要生活道路」、災害時の円滑な避難を行う動線として幅員4m以上を確保すべき道路として「生活道路」をそれぞれ定めます。

(2)地区施設公園の位置づけ

地区区分	環状七号線沿道地区 約3.8ha	近隣商業地区 約0.9ha	住居地区 約26.8ha
(2)地区施設公園の位置づけ	既存の公園、緑地、広場を地区施設公園に指定		

区分と面積

公園 ■

1号：約380㎡

2号：約2,015㎡

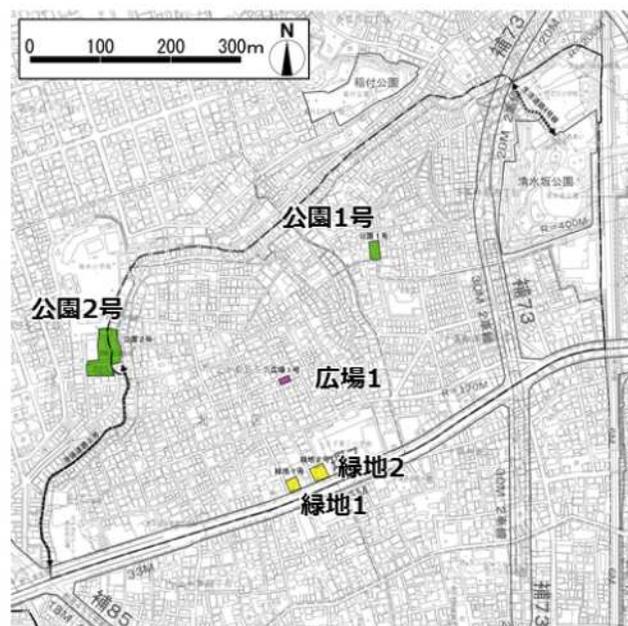
緑地 ■

緑地1：約314㎡

緑地2：約437㎡

広場 ■

広場1：約102㎡



(2) 地区施設公園の位置づけについてです。

また、公園は、地区内の既存の公園・緑地・広場を位置づけております。

例えば、広場1とさせていただきましたのは、「上5防災ふれあい広場」として、令和元年に密集事業の1つとして、作らせていただいた広場になります。

(3)建築物等の用途の制限

地区区分	環状七号線沿道地区 約3.8ha	近隣商業地区 約0.9ha	住居地区 約26.8ha
(3)建築物等の用途の制限	風営法の第二条第一項第二号～五号の建築物 (低照度飲食店、マージャン屋、ばちんこ屋等)		—

(都市計画上の用途地域：近隣商業地域)

(同：第一種中高層住居専用地域)

主な建物の用途

住宅、共同住宅、兼用住宅

2階以下で500m以下の店舗・飲食店

一般の事務所、葬祭場

ホテル・旅館等

ボーリング場、スケート場、水泳場等

カラオケボックス

マージャン屋、ばちんこ屋

キャバレー

劇場、映画館、演芸場

幼稚園、学校、図書館、病院、大学等

寺社、寺院

保育所、診療所

老人ホーム、老人福祉センター

2階以下の作業場が50m以下のパン屋

作業場が150m以下の危険性が少ない工場

作業場が300m以下の自動車修理工場



低照度飲食店のイメージ
10ルクス

住宅、共同住宅、兼用住宅

2階以下で500m以下の店舗・飲食店

一般の事務所、葬祭場

ホテル、旅館

ボーリング場、スケート場、水泳場等

カラオケボックス

マージャン屋、ばちんこ屋

キャバレー

劇場、映画館、演芸場

幼稚園、学校、図書館、病院、大学等

寺社、寺院

保育所、診療所

老人ホーム、老人福祉センター

2階以下の作業場が50m以下のパン屋

上記以外の工場

自動車修理工場

太字：現在建築可 薄字：現在建築不可 赤字：現在建築可だが、制限により建築不可に

(3) 建築物等の用途の制限についてです。

建てることのできる建物の用途は、都市計画の「用途地域」と建築基準法に定められています。地区計画では、法律に定められている「建てることのできる建物」の用途に制限をかけます。

住居地区は、都市計画で「第一種中高層住居専用地域」に指定されております。「第一種中高層住居専用地域」とは、良好な住宅街を保護すべき地域とされており、すでに法律で厳しい建築制限がかかっているため、今以上の制限をいたしません。

赤字で記載されている用途の建物は、建てることできません。

また、環状7号線沿道地区と近隣商業地区は、都市計画で「商業地域」「近隣商業地域」に指定されています。法律では、建てることのできる建物の用途が広く認められていることから、スナックなどの照度が低い飲食店や風俗店等、パチンコ店など、このまちにそぐわない用途の建物の建築を制限します。

(4)敷地面積の最低限度

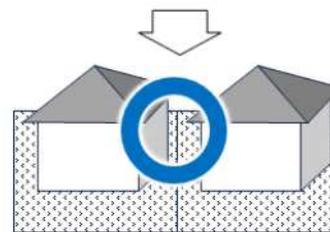
地区区分	環状七号線沿道地区 約3.8ha	近隣商業地区 約0.9ha	住居地区 約26.8ha
(4)敷地面積の最低限度(※)	80㎡		65㎡

例えば住居地区では、



130㎡

※すでに65㎡より小さい敷地は、現在のまま敷地として利用可



65㎡ 65㎡

・分割後に65㎡以上となる敷地では、建築可



75㎡ 55㎡

・分割後に65㎡未満となる敷地では、建築不可

※敷地面積の最低限度：本地区計画の決定時点で80㎡(65㎡)未満の敷地や、公共施設整備に伴い80㎡(65㎡)未満となる敷地は、地区計画決定以降も、敷地分割をしない限り建築することができます。

(4) 敷地面積の最低限度についてです。

この制限は、すべての地区で、制限がかかります。

この地域は、全国的にみても、密集化が進んでいる地域です。

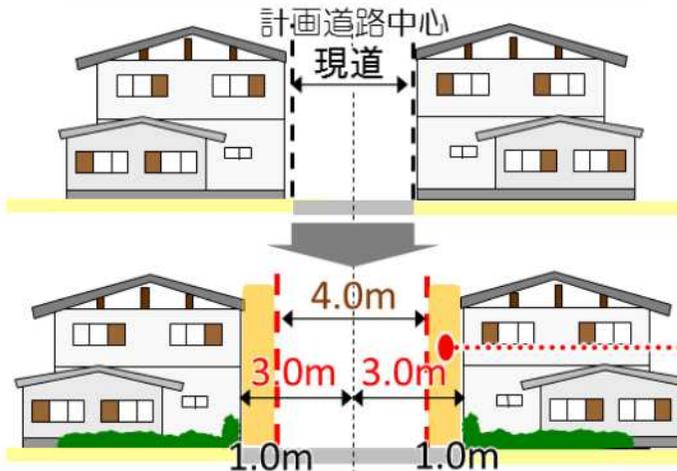
今以上の木造住宅が密集するエリアを増やすことのないよう、大きな敷地を分割する場合の最低限度を定めます。

環状7号線沿道では、80㎡、その他の地区では、65㎡とします。ただし、すでに65㎡より小さい敷地や道路などの整備によって小さくなった敷地は、現在の大きさのまま敷地として利用できます。

(5)壁面の位置の制限、(6)工作物の設置の制限

地区区分	環状七号線沿道地区 約3.8ha	近隣商業地区 約0.9ha	住居地区 約26.8ha
(5)壁面の位置の制限	主要生活道路A路線・C路線の計画道路中心から3.0m以上の壁面後退		隣地境界線から0.4m以上
(6)工作物の設置の制限	主要生活道路A路線・C路線の計画道路中心から3.0m以内における工作物		

主要生活道路A・C路線の沿道建物



住居地区のみ隣地境界線



隣地境界線から0.4m以上後退

中心から3.0m以上面後退

加えて
工作物の設置を制限

(5) 壁面の位置の制限、(6) 工作物の設置の制限についてです。

「住居地区」においては、良好な住環境を確保することを目的として、隣との境界線から、建物を40cm以上離して建築することとします。民法では、50cm以上離さなければならないとされていますが、慣習などによっては、例外があります。適度な距離を確保するために、最低でも40cm以上離して建築することとします。

また、先ほど、17ページと18ページの地区施設で説明させていただきました、「主要生活道路」の沿道に、かかる制限となります。「主要生活道路」とは、災害時の緊急車両の侵入経路であり、また、住民のみなさんが、避難場所へ避難をする際に安全に避難できるよう、6m以上の幅を確保する道路です。6mの幅の空間を確実に確保するため、「主要生活道路」の中には、建築物のほか、門や塀、自動販売機などの工作物の設置を制限します。

(7)建築物等の形態・色彩・意匠の制限

地区区分	環状七号線沿道地区 約3.8ha	近隣商業地区 約0.9ha	住居地区 約26.8ha
(7)建築物等の形態・色彩・意匠の制限	屋根や外壁の色彩は低・中彩度を原則とし、周辺環境と調和した落ち着いた色合いとするとともに、形態・意匠は周辺の街並みと調和したものとする 屋外広告物等の色彩・形態・意匠は周辺の街並みに配慮したものとし、回転灯は使用不可。また、腐朽・腐食・破損しやすい、燃焼しやすい材料は使用不可		



派手な色づかいの建物



派手な看板のある建物



落ち着いた色合いの建物

(7) 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限についてです。

この制限は、すべての地区で制限がかかります。

周辺の環境と調和した落ち着いた色調のまちなみへと誘導するため、派手な色使いの建物や看板などの設置を制限します。また、腐食や燃焼しやすい素材を使用した屋外広告物の設置を制限します。

(8)垣または柵の構造の制限

地区区分	環状七号線沿道地区 約3.8ha	近隣商業地区 約0.9ha	住居地区 約26.8ha
(8)垣または柵の構造の制限	道路に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣または透視可能なフェンス等とする (ただし、高さ50cm以下の部分はブロック等の設置は可能)		



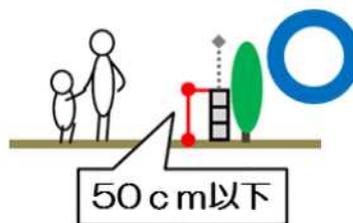
生垣



格子



フェンス



50cm以下



地震により倒壊したブロック塀

十条北地区 地区計画（原案）の説明会 23

(8) 垣または柵の構造の制限についてです。

この制限は、すべての地区で制限がかかります。

高いブロック塀などは、地震時に倒壊する危険性が高いです。そういった危険性を減らし、明るくひらけたまちなみへと誘導するため、背の高いブロック塀の設置を制限し、道路に面して設ける垣や柵は、生垣又は透視可能なフェンス等とします。以上が、地区計画の内容となります。

今後の予定

地区計画原案の縦覧・意見書の提出について

縦覧期間

令和6年7月16日（火）～7月30日（火）

※土・日曜を除く

場所

北区役所第一庁舎7階①番
防災まちづくり担当課

※縦覧期間中は北区のwebサイトでもご覧いただけます

意見書の提出

令和6年7月16日（火）～8月6日（火）

※土・日曜を除く

提出先

（持参）北区役所第一庁舎7階①番防災まちづくり担当課

（郵送）〒114-8508 北区王子本町1-15-22

北区役所第一庁舎7階①番防災まちづくり担当課

※都市計画法16条第2項に規定する、区域内の土地の所有者その他政令で定めることのできる利害関係を有する方は、原案についての意見書（書式自由）を提出することができます

詳細は北区HPからもご確認ください→



地区計画の原案は、令和6年7月16日火曜日から7月30日火曜日までの土日を除いた午前8時30分から午後5時15分まで、北区役所第一庁舎7階1番の窓口で、ご覧いただけます。

また、窓口でご覧いただけるものと同様のものを期間中はホームページでもご覧いただけます。

この地区計画の原案について、ご意見がある場合には、令和6年7月16日火曜日から8月6日火曜日まで提出することができます。意見を提出することができる方は、区域内の土地・建物を所有の方、お住まいの方となります。意見書の様式は自由ですが、「十条北地区の地区計画原案に対する意見書」である旨を記載していただきますよう、お願いいたします。

今後のスケジュール

	日程	十条北地区 地区計画
令和6年	7月16日 ～8月6日	都市計画法第16条に基づく地区計画 原案の縦覧・意見書の提出
	10月頃	都市計画法第17条に基づく地区計画 案の 説明会
	11月頃	都市計画法第17条に基づく地区計画 案の 縦覧・意見書の提出
	12月頃	北区都市計画審議会 付議
令和7年	3月	告示
	4月	施行

本説明の内容である、地区計画の原案に対する縦覧・意見書の提出を7月16日から行います。その後いただいたご意見を反映した案の説明を10月ごろ、案に対する縦覧・意見書の提出を11月ごろ行う予定です。

その後、北区の都市計画審議会に付議し、審議の上、3月ごろ決定、4月から施行となる予定です。